

個人情報ファイル簿

令和8年7月1日現在

個人情報ファイルの名称	身体障害者手帳交付	
実施機関の名称	五所川原市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部福祉政策課	
個人情報ファイルの利用目的	身体障害者手帳保持者を的確に把握するとともに、福祉サービスを提供するため。	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 年齢、4 性別、5 住所、6 宛名コード、7 個人番号、8 住民日、9 消除日、10 申請種別、11 申請理由、12 申請年月日、13 転入日、14 変更日、15 転出日、16 進達年月日、17 決定年月日、18 決定結果、19 決定理由、20 手帳番号、21 総合等級、22 種別、23 台帳番号、24 本籍、25 交付年月日、26 再交付年月日、27 返還年月日、28 手帳受領日、29 手帳障害名、30 障害認定日、31 障害部位、32 等級、33 再認定年月、34保護者情報、35電話番号	
記録範囲	身体障害者手帳保持者	
記録情報の収集方法	本人または保護者からの申請	
要配慮個人情報	含む	
記録情報の経常的提供先	都道府県知事又は市町村長	
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 五所川原市総務部総務課	
	(所在地) 〒037-8686 青森県五所川原市字布屋町41番地1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☒ 電算処理ファイル (法第60条第2項第1号)	政令第21条第7項に該当するファイル (電算処理ファイルの内容を記載した紙ベースのファイル) ☒ 有 ☐ 無
	☐ マニュアル処理ファイル (法第60条第2項第2号)	
備考	金木総合支所、市浦総合支所においても利用	

個人情報ファイル簿

令和8年7月1日現在

個人情報ファイルの名称	愛護手帳交付	
実施機関の名称	五所川原市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部福祉政策課	
個人情報ファイルの利用目的	愛護手帳保持者を的確に把握するとともに、福祉サービスを提供するため。	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 年齢、4 性別、5 宛名コード、6 個人番号、7 住所、8 住民日、9 消除日、10 申請種別、11 申請理由、12 申請年月日、13 進達年月日、14 決定年月日、15 決定結果、16 判定年月日、17 判定機関、18 手帳番号、19 障がい程度、20 次回判定年月、21 台帳番号、22 本籍、23 種別、24 交付年月日、25 再交付年月日、26 返還年月日、27 手帳受領日、28 保護者情報、29 電話番号	
記録範囲	愛護手帳保持者	
記録情報の収集方法	本人または保護者からの判定依頼の申請及び児童相談所または障害者相談支援センターからの報告	
要配慮個人情報	含む	
記録情報の経常的提供先	都道府県知事又は市町村長	
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 五所川原市総務部総務課	
	(所在地) 〒037-8686 青森県五所川原市字布屋町41番地1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☒ 電算処理ファイル (法第60条第2項第1号)	政令第21条第7項に該当するファイル (電算処理ファイルの内容を記載した紙ベースのファイル) ☒ 有 ☐ 無
	☐ マニュアル処理ファイル (法第60条第2項第2号)	
備考	金木総合支所、市浦総合支所においても利用	

個人情報ファイル簿

令和8年7月1日現在

個人情報ファイルの名称	精神障害者保健福祉手帳
実施機関の名称	五所川原市
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部福祉政策課
個人情報ファイルの利用目的	精神障害者保健福祉手帳保持者を的確に把握するとともに、福祉サービスを提供するため。
記録項目	1 宛名コード、2 世帯コード、3 手帳番号、4 カナ氏名、5 漢字氏名、6 生年月日、7 性別コード、8 性別、9 続柄、10 郵便番号、11 住所、12 方書、13 資格取得日、14 資格喪失日、15 申請種別コード、16 申請種別、17 申請理由コード、18申請理由、19申請年月日、20 事由発生日、21 進達年月日、22 決定年月日、23 決定内容入力日、24 決定結果コード、26 決定結果、27 決定理由コード、28 添付書類コード、29 添付書類、30 医療機関コード、31 医療機関、32 主たる病名コード、33 主たる病名ICコード、34 主たる病名、35 従たる病名コード、36 従たる病名ICコード、37 送付先区分コード、38 送付先区分 39 初回診療日、40 等級コード、41 等級、42 有効期間開始日、43 有効期間終了日、44 交付年月日、45 再交付年月日、46 受渡年月日、47 返還年月日、48 旧手帳記号コード、49 手帳郵便番号1、50 手帳郵便番号2、51 手帳住所1、52 手帳住所2（方書）53 手帳カナ氏名、54 手帳漢字氏名、56 住民でなくなった事由、57 住民でなくなった日、58 住民となった事由、59 住民となった日、60 最新異動事由、61 最新異動年月日、62 住民区分、63 在留期間開始、64 在留期間終了
記録範囲	精神障害者保健福祉手帳保持者
記録情報の収集方法	本人または家族、医療機関からの申請
要配慮個人情報	含む
記録情報の経常的提供先	都道府県知事、市町村長、西北保健所のいずれか
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 五所川原市総務部総務課
	(所在地) 〒037-8686 青森県五所川原市字布屋町41番地1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし

個人情報ファイルの種別	☒ 電算処理ファイル (法第60条第2項第1号)	政令第21条第7項に該当するファイル (電算処理ファイルの内容を記載した紙ベースのファイル) ☒ 有 ☐ 無
	☐ マニュアル処理ファイル (法第60条第2項第2号)	
備考	金木総合支所、市浦総合支所においても利用	

個人情報ファイル簿

令和8年7月1日現在

個人情報ファイルの名称	障害（者）福祉サービス受給者ファイル
実施機関の名称	五所川原市
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部福祉政策課
個人情報ファイルの利用目的	介護給付費、訓練等給付費、地域相談支援給付費及び相談支援給付費受給者等を管理するため。
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 年齢、4 性別、5 住所、6 住民コード、7 個人番号、8 住民区分、9 住民日、10 消除日、11 給付区分、12 申請番号、13 障害種別、14 支給決定プロセス、15 申請種別、16 申請理由、17 申請年月日、18 職権の有無、19 主たる障害種別、20 申請者情報、21 保護者情報、22 一次判定状況、23 訓練等スコア、24 二次判定状況、25 認定有効期間、26 認定調査予定日、27 認定調査期限、28 調査委託、29 調査員、30 認定調査先、31 連絡先、32 認定調査実施日、33 調査票登録、34 利用状況票、35 概況調査票、36 特記事項、37 意見書依頼日、38 意見書提出期限、39 意見書作成日、40 主治医検索、41 手数料、42 意見書提出日、43 意見書登録、44 総合評価項目得点表、45 判定スコア、46 決定年月日、47 決定結果、48 決定理由、49 受給者番号、50 認定証明書、51 特記事項、52 その他特記事項、53 （介護給付）支給決定年月日、54 支給決定結果、55 障害支援区分、56 認定年月日、57 認定有効期間、58 認定機関終了日、59 取消年月日、60 （訓練給付）支給決定年月日、61 支給決定結果、62 取消年月日、63 （地域相談）支給決定年月日、64 支給決定結果、65 取消年月日、66 （旧法施設）支給決定年月日、67 支給決定結果、68 取消年月日、69 特定旧法受給者、70 開始年月日、71 変更年月日、72 取消年月日、73 暫定支給期間、74 重度包括支援対象、75 開始年月日、76 終了年月日、77 処理、78 サービス種類、79 支給期間、80 処理、81 サービス区分、82 支給量、83 所得区分、84 上限額、85 減免前上限額、86 適用期間計算、87 上限管理対象、88 食事提供加算有無、89 個別減免有無、90 適用期間、91 （入所）補足給付有無、92 適用期間、93 補足給付額、94 （共同生活援助）補足給付有無、95 適用期間、96 補足給付額、97 生保移行有無、98 適用期間、99 災害減免有無、100 適用期間、101 災害減免給付率、102 災害減免申請理由、103 手帳情報、104 介護保険情報、105 生活保護情報、106 上限額管理事業者、107 利用計画作成事業者、108 契約事業者、109 サービス詳細修正、110 給付台帳、111 所得情報、112 同行援護アセスメント、113 相談支援実績登録、114 審査委員情報、115 審査可能曜日・時間、116 合議体情報、117 所属審査委員一覧、118 審査会一覧、119 審査会情報、120 審査対象者一覧、121 訪問調査員一覧、122 指定医情報、123 サービス提供年月、124 給付費明細書情報、125 特例給付費明細書情報、126 地域相談支援給付費明細書情報、127 上限額管理結果情報、128 実績記録票情報、129 高額サービス費情報、130 償還特例給付費申請決定情報、131 （相談支援）決定内容、132 モニタリング情報、133 サービス利用計画作成事業者
記録範囲	介護給付費、訓練等給付費、地域相談支援給付費及び相談支援給付費の申請者

記録情報の収集方法	障がい者等からの申請、医師からの意見書、事業所からの届出、国民健康保険団体連合会からの請求情報、住民記録システム、税務情報システム、総合福祉システム	
要配慮個人情報	含む	
記録情報の経常的提供先	国民健康保険団体連合会、都道府県知事又は市町村長	
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 五所川原市総務部総務課	
	(所在地) 〒037-8686 青森県五所川原市字布屋町41番地1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☒ 電算処理ファイル (法第60条第2項第1号)	政令第21条第7項に該当するファイル (電算処理ファイルの内容を記載した紙ベースのファイル) ☐ 有 ☒ 無
	☐ マニュアル処理ファイル (法第60条第2項第2号)	
備考	金木総合支所、市浦総合支所においても利用	

個人情報ファイル簿

令和8年7月1日現在

個人情報ファイルの名称	障害児通所支援給付等ファイル	
実施機関の名称	五所川原市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部福祉政策課	
個人情報ファイルの利用目的	児童福祉法に基づく障害児通所給付費・障害児相談支援給付費受給者等を管理するため。	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 年齢、4 性別、5 住所、6 住民コード、7 住民日、8 住民区分、9 申請番号、10 申請種別、11 申請理由、12 申請年月日、13 職権の有無、14 主たる障害種別、15 介護給付の有無、16 決定年月日、17 決定結果、18 受給者番号、19 開始年月日、20 変更年月日、21 取消年月日、22 無償化対象期間、23 医療的ケア判定スコア、24 支給種類、25 加算内容、26 支給期間、27 支給量、28 所得区分、29 上限額、30 減免前上限額、31 適用期間、32 上限管理対象、33 食事提供加算有無、34 合計所得、35 課税区分、36 所得割、37 均等割、38 収入、39 受給者との関係、40 相談支援給付決定内容、41 モニタリング情報、42 モニタリング予定月、43 サービス利用計画作成事業者、44 サービス提供年月、45 給付費明細書、46 特例給付費明細書、47 支給量情報、48 上限額管理結果、48 相談支援給付費請求書、49 実績記録票、50 高額サービス費、51 償還時給付費申請、52 上限額管理事業者 53 障害児調査票情報	
記録範囲	障害児通所給付費、相談支援給付費の申請者及びサービス対象者	
記録情報の収集方法	障がい児の保護者等からの申請、事業所からの届出、国民健康保険団体連合会からの請求情報、住民記録システム、税務情報システム、総合福祉システム	
要配慮個人情報	含む	
記録情報の経常的提供先	国民健康保険団体連合会、都道府県知事又は市町村長	
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 五所川原市総務部総務課	
	(所在地) 〒037-8686 青森県五所川原市字布屋町41番地1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☒ 電算処理ファイル (法第60条第2項第1号)	政令第21条第7項に該当するファイル (電算処理ファイルの内容を記載した紙ベースのファイル) ☐ 有 ☒ 無
	☐ マニュアル処理ファイル (法第60条第2項第2号)	
備考	金木総合支所、市浦総合支所においても利用	

個人情報ファイル簿

令和8年7月1日現在

個人情報ファイルの名称	更生医療受給者ファイル	
実施機関の名称	五所川原市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部福祉政策課	
個人情報ファイルの利用目的	自立支援医療（更生医療）の支給認定及びその実績を管理するため。	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 年齢、4 性別、5 住所、6 宛名コード、7 申請種別、8 申請理由、9 申請年月日、10 税審査日、11 入院区分、12 被保険者区分、13 受給者との関係、14 収入、15 所得割、16 均等割、17 課税区分、18 保険区分、19 所得区分、20 重度かつ継続、21 自己負担上限額、22 合計所得、23 年金収入、24 手当・障害年金等、25 加入状況、26 保険の種類、27 保険者番号、28 扶養者区分、29 保険者名称、30 保険者所在地、31 被保険者氏名、32 記号、33 番号、34 資格取得日、35 資格喪失日、36 医療機関、37 障害の種類、38 病名、39 医療の方針、40 特定疾病の有無、41 意見書の添付有無、42 治療方針の変更、43 判定依頼年月日、44 判定年月日、45 判定結果、46 決定年月日、47 決定結果、48 決定理由、49 有効期間、50 受給者番号	
記録範囲	自立支援医療（更生医療）の対象者	
記録情報の収集方法	本人または保護者からの申請、住民情報システム、税務情報システム、総合福祉システム	
要配慮個人情報	含む	
記録情報の経常的提供先	指定医療機関、都道府県知事又は市町村長	
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 五所川原市総務部総務課	
	(所在地) 〒037-8686 青森県五所川原市宇布屋町41番地1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☒ 電算処理ファイル (法第60条第2項第1号)	政令第21条第7項に該当するファイル (電算処理ファイルの内容を記載した紙ベースのファイル) ☐ 有 ☒ 無
	☐ マニュアル処理ファイル (法第60条第2項第2号)	
備考	金木総合支所、市浦総合支所においても利用	

個人情報ファイル簿

令和8年7月1日現在

個人情報ファイルの名称	育成医療	
実施機関の名称	五所川原市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部福祉政策課	
個人情報ファイルの利用目的	育成医療の支給認定及びその実績を管理するため。	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 年齢、4 性別、5 住所、6 住民コード、7 個人番号、8 住民日、9 申請種別、10 申請理由、11 申請年月日、12 保険種別区分、13 被保険者区分、14 受給者との関係、15 収入、16 所得割、17均等割、18 課税区分、19 保険区分、20 所得区分、21 重度かつ継続、22 自己負担上限額、23 合計所得、24 年金収入、25 手当。障害年金等、26 保険者番号、27 扶養者区分、28 保険者名称、29 保険者所在地、30 被保険者氏名、31 記号、32 番号、33 資格取得日、34 資格喪失日、35 医療機関、36 入外区分、37 障害の種類、38 病名、39 医療の方針、40 決定年月日、41 決定結果、42 決定理由、43 有効期間、44 受給者番号	
記録範囲	育成医療の対象者	
記録情報の収集方法	本人または保護者からの申請、住民情報システム、税務情報システム、総合福祉システム	
要配慮個人情報	含む	
記録情報の経常的提供先	都道府県知事又は市町村長	
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 五所川原市総務部総務課	
	(所在地) 〒037-8686 青森県五所川原市字布屋町41番地1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☒ 電算処理ファイル (法第60条第2項第1号)	政令第21条第7項に該当するファイル (電算処理ファイルの内容を記載した紙ベースのファイル) ☐ 有 ☒ 無
	☐ マニュアル処理ファイル (法第60条第2項第2号)	
備考	金木総合支所、市浦総合支所においても利用	

個人情報ファイル簿

令和8年7月1日現在

個人情報ファイルの名称	自立支援医療（精神通院医療）ファイル	
実施機関の名称	五所川原市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部福祉政策課	
個人情報ファイルの利用目的	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく公費負担医療の支給認定及びその実績を管理するため。	
記録項目	1 宛名番号、2 世帯番号、3 氏名、4 性別、5 氏名カナ、6 生年月日、7 郵便番号、8 住所、9 方書、10 自宅電話番号、11 携帯電話番号、12 課税状況、13 障害年金、遺族年金の受給額、14 保険情報、15 添付書類、16 個人番号、17 申請種別、18 申請理由、19 申請年月日、20 税審査日、21 診断書提出の種別、22 保険情報、23 保険種別区分、24 所得情報、25 所得区分、26 重度かつ継続の有無、27 自己負担上限額、28 受診医療機関、29 病名、30 手帳番号、31 手帳の等級、32 精神手帳有効期間開始、33 精神手帳有効期間終了、34 進達年月日、35 決定年月日、36 決定結果、37 有効期間開始、38 有効期間終了、39 受給者番号	
記録範囲	自立支援医療（精神通院医療）の対象者	
記録情報の収集方法	本人または保護者からの申請、住民記録システム、税務情報システム、総合福祉システムからの提供	
要配慮個人情報	含む	
記録情報の経常的提供先	都道府県知事、市町村長、西北保健所のいずれか	
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 五所川原市総務部総務課	
	(所在地) 〒037-8686 青森県五所川原市字布屋町41番地1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☒ 電算処理ファイル (法第60条第2項第1号)	政令第21条第7項に該当するファイル (電算処理ファイルの内容を記載した紙ベースのファイル) ☐ 有 ☒ 無
	☐ マニュアル処理ファイル (法第60条第2項第2号)	
備考	金木総合支所、市浦総合支所においても利用	

個人情報ファイル簿

令和8年7月1日現在

個人情報ファイルの名称	療養介護受給者ファイル
実施機関の名称	五所川原市
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部福祉政策課
個人情報ファイルの利用目的	療養介護医療の支給認定及びその実績を管理するため。
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 年齢、4 性別、5 住所、6 住民コード、7 個人番号、8 住民区分、9 住民日、10 消除日、11 給付区分、12 申請番号、13 障害種別、14 支給決定プロセス、15 申請種別、16 申請理由、17 申請年月日、18 職権の有無、19 主たる障害種別、20 申請者情報、21 保護者情報、22 一次判定状況、23 訓練等スコア、24 二次判定状況、25 認定有効期間、26 認定調査予定日、27 認定調査期限、28 調査委託、29 調査員、30 認定調査先、31 連絡先、32 認定調査実施日、33 調査票登録、34 利用状況票、35 概況調査票、36 特記事項、37 意見書依頼日、38 意見書提出期限、39 意見書作成日、40 主治医検索、41 手数料、42 意見書提出日、43 意見書登録、44 総合評価項目得点表、45 判定スコア、46 決定年月日、47 決定結果、48 決定理由、49 受給者番号、50 認定証明書、51 特記事項、52 その他特記事項、53 （介護給付）支給決定年月日、54 支給決定結果、55 障害支援区分、56 認定年月日、57 認定有効期間、58 認定機関終了日、59 取消年月日、60 （訓練給付）支給決定年月日、61 支給決定結果、62 取消年月日、63 （地域相談）支給決定年月日、64 支給決定結果、65 取消年月日、66 （旧法施設）支給決定年月日、67 支給決定結果、68 取消年月日、69 特定旧法受給者、70 開始年月日、71 変更年月日、72 取消年月日、73 暫定支給期間、74 重度包括支援対象、75 開始年月日、76 終了年月日、77 処理、78 サービス種類、79 支給期間、80 処理、81 サービス区分、82 支給量、83 所得区分、84 上限額、85 減免前上限額、86 適用期間計算、87 上限管理対象、88 食事提供加算有無、89 個別減免有無、90 適用期間、91 （入所）補足給付有無、92 適用期間、93 補足給付額、94 （共同生活援助）補足給付有無、95 適用期間、96 補足給付額、97 生保移行有無、98 適用期間、99 災害減免有無、100 適用期間、101 災害減免給付率、102 災害減免申請理由、103 手帳情報、104 介護保険情報、105 生活保護情報、106 上限額管理事業者、107 利用計画作成事業者、108 契約事業者、109 サービス詳細修正、110 給付台帳、111 所得情報、112 同行援護アセスメント、113 相談支援実績登録、114 審査委員情報、115 審査可能曜日・時間、116 合議体情報、117 所属審査委員一覧、118 審査会一覧、119 審査会情報、120 審査対象者一覧、121 訪問調査員一覧、122 指定医情報、123 サービス提供年月、124 給付費明細書情報、125 特例給付費明細書情報、126 地域相談支援給付費明細書情報、127 上限額管理結果情報、128 実績記録票情報、129 高額サービス費情報、130 償還特例給付費申請決定情報、131 （相談支援）決定内容、132 モニタリング情報、133 サービス利用計画作成事業者
記録範囲	療養介護医療の申請者

記録情報の収集方法	障がい者等からの申請、医師からの意見書、事業所からの届出、国民健康保険団体連合会からの請求情報、住民記録システム、税務情報システム、総合福祉システム	
要配慮個人情報	含む	
記録情報の経常的提供先	国民健康保険団体連合会	
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 五所川原市総務部総務課	
	(所在地) 〒037-8686 青森県五所川原市字布屋町41番地1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☒ 電算処理ファイル (法第60条第2項第1号)	政令第21条第7項に該当するファイル (電算処理ファイルの内容を記載した紙ベースのファイル) ☐ 有 ☒ 無
	☐ マニュアル処理ファイル (法第60条第2項第2号)	
備考	金木総合支所、市浦総合支所においても利用	

個人情報ファイル簿

令和8年7月1日現在

個人情報ファイルの名称	特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当ファイル	
実施機関の名称	五所川原市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部福祉政策課	
個人情報ファイルの利用目的	特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当に関する受給資格者等を管理するため。	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 年齢、4 性別、5 住民コード、6 民区分、7 住所、8 住民日、9 消除日、10 申請種別、11 申請理由、12 申請年月日、13 職権、14 障害1、15 障害2、16 障害3、17 有期認定、18 有期認定2、19 有期認定3、20 能力点数、21 災害特例該当、22 決定年月日、23 決定結果、24 決定理由、25 受給者番号、26 支給区分、27 開始年月、28 月額計算、29 資格履歴、30 支払履歴、31 福祉世帯情報、32 口座情報、33 現況情報、34 所得情報、35 所得判定詳細情報、36 送付先情報、37 停止情報、38 不支給情報、39 手帳情報、40 連絡先管理	
記録範囲	特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の受給対象者	
記録情報の収集方法	手当申請用の認定請求書、変更届・喪失届等の各種申請書、住民記録システム、税務情報システム	
要配慮個人情報	含む	
記録情報の経常的提供先	都道府県知事又は市町村長 五所川原市指定金融機関及び収納代理金融機関	
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 五所川原市総務部総務課	
	(所在地) 〒037-8686 青森県五所川原市字布屋町41番地1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☒ 電算処理ファイル (法第60条第2項第1号)	政令第21条第7項に該当するファイル (電算処理ファイルの内容を記載した紙ベースのファイル) ☒ 有 ☐ 無
	☐ マニュアル処理ファイル (法第60条第2項第2号)	
備考	金木総合支所、市浦総合支所においても利用	

個人情報ファイル簿

令和8年7月1日現在

個人情報ファイルの名称	重度心身障害者医療費助成	
実施機関の名称	五所川原市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部福祉政策課	
個人情報ファイルの利用目的	重度心身障害者医療費助成における本人の資格審査と給付の実施のために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 性別、4 住所、5 福祉世帯情報、6 世帯コード、7 住民コード、8 申請種別、9 申請年月日、10 申請理由、11 事由発生年月日、12 障害区分（助成対象となる身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の情報、13 保険区分、14 所得情報、15 課税情報、16 決定年月日、17 口座情報、18 決定年月日、19 決定結果、20 却下理由、21 受給者番号、22 有効期間、23 課税区分、24 資格取得日、25 公費負担者番号、26 医証区分（受給者証か決定通知書かの区分）27 前期後期所得区分、28 対象者が利用した医療機関、自己負担額（償還払いでの助成実績を確認するため）29通知先住所（希望者のみ）	
記録範囲	重度心身障害者医療費助成の申請者	
記録情報の収集方法	本人または家族からの申請、住民情報システム、税務情報システム、総合福祉システム	
要配慮個人情報	含む	
記録情報の経常的提供先	五所川原市指定金融機関及び収納代理金融機関	
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） 五所川原市総務部総務課	
	（所在地） 〒037-8686 青森県五所川原市字布屋町41番地1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☒ 電算処理ファイル （法第60条第2項第1号）	政令第21条第7項に該当するファイル （電算処理ファイルの内容を記載した紙ベースのファイル） ☐ 有 ☒ 無
	☐ マニュアル処理ファイル （法第60条第2項第2号）	
備考	金木総合支所、市浦総合支所においても利用	

個人情報ファイル簿

令和8年7月1日現在

個人情報ファイルの名称	地域生活支援事業受給者台帳ファイル	
実施機関の名称	五所川原市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部福祉政策課	
個人情報ファイルの利用目的	当該事業の支給記録及び管理のために利用する。 当該事業の審査事務における本人の資格審査のために利用する。	
記録項目	1 住民コード、2 世帯コード、3 氏名、4 生年月日、5 年齢、6 性別、7 郵便番号、8 住所、9 住民コード、10 住民区分、11 住民日、12 申請年月日、13 申請種別、14 申請理由、15 決定年月日、16 決定結果、17 決定理由、18 対象年度、19 保護者氏名、20 負担区分、21 上限負担額、22 負担割合適用開始、23 負担割合適用終了、24 障害支援区分、25 認定状態、26 支給量の上限、27 有効期間開始、28 有効期間終了、29 適用年月、30 通知理由、31 本人電話番号、32 生活保護情報、33 介護保険情報、34 受給区分、35 代理受領有無、36 用具種別、37 統計数、38 耐用年数、39 給付期間開始、40 給付期間終了、41 継続有無、42 業者名、43 給付対象年月、44 見積価格、45 基準額、46 階層、47 自己負担額、48 公費負担額、49 自己負担助成額、50 月額負担額、51 減免区分、52 減免前月額負担額、53 超過自己負担額、54 給付券番号、55 統計年度、56 有効期限、57 業者請求期限、58 請求年月日、59 支払年月日	
記録範囲	地域生活支援事業利用申請書を提出した者（移動支援サービス、日中一時サービス、意思疎通支援、生活支援サービス、地域活動支援センター、訪問入浴サービス、相談支援分、日常生活用具給付）	
記録情報の収集方法	障がい者や障がい児の保護者等からの申請、住民記録システム、税務情報システム、総合福祉システム	
要配慮個人情報	含む	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） 五所川原市総務部総務課	
	（所在地） 〒037-8686 青森県五所川原市字布屋町41番地1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☒ 電算処理ファイル （法第60条第2項第1号）	政令第21条第7項に該当するファイル （電算処理ファイルの内容を記載した紙ベースのファイル） ☐ 有 ☒ 無
	☐ マニュアル処理ファイル （法第60条第2項第2号）	
備考	金木総合支所、市浦総合支所においても利用	

個人情報ファイル簿

令和8年7月1日現在

個人情報ファイルの名称	避難行動要支援者に関すること	
実施機関の名称	五所川原市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部福祉政策課	
個人情報ファイルの利用目的	避難行動要支援者を把握する。	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日、4 血液型、5 住所、6 連絡先、7 個別避難計画情報	
記録範囲	避難行動要支援者	
記録情報の収集方法	PasCAL避難行動要支援者システム	
要配慮個人情報	含む	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 五所川原市総務部総務課	
	(所在地) 〒037-8686 青森県五所川原市字布屋町41番地1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☒ 電算処理ファイル (法第60条第2項第1号)	政令第21条第7項に該当するファイル (電算処理ファイルの内容を記載した紙ベースのファイル) ☒ 有 ☐ 無
	☐ マニュアル処理ファイル (法第60条第2項第2号)	
備考		